

## 里庄町ふるさと納税協賛事業者募集要領

### 1 目的

ふるさと納税制度による里庄町（以下「本町」という。）への寄附促進と本町の魅力や地元特産品のPR、地元経済の活性化などの相乗効果を得るため、本町へふるさと納税をされた町外の方へ進呈するお礼の品（商品やサービス等）（以下「返礼品」という。）の提供に協力していただける事業者（以下「協賛事業者」という。）を募集します。

### 2 募集の要件

次の要件に全て適合していることが要件となります。

#### (1) 協賛事業者の要件

- ① 本社（本店）、支社（支店）、営業所のいずれかを町内に有する法人や個人事業主又は特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等を定める件（平成31年総務省告示179号）第5条第8号に該当する返礼品を取り扱う法人や個人事業主であること。
- ② 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- ③ 返礼品の発送時に、町が作成したパンフレット等を同封することに協力できること。
- ④ 町税の滞納がないこと。

#### (2) 返礼品の要件

- ① 本町の特産品や魅力を伝えられる返礼品又は本町のPRにつながる返礼品で、かつ町内で栽培、製造、加工されている商品等（町内で提供されるサービスを含む）。ただし、特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等を定める件（平成31年総務省告示179号）第5条第8号に該当する返礼品はこの限りでない。
- ② 品質及び数量の面において、安定供給が見込める返礼品であること。ただし、期間限定、数量限定で取り扱う返礼品はこの限りでない。
- ③ 町からの依頼後、速やかに返礼品が発送（提供）できること。

※ ただし、上記の要件に適合しても、町が返礼品として適当でないと認めた場合は、採択されないことがあります。

### 3 協賛事業者のメリット

#### (1) ふるさと納税に対する返礼を通じた全国への商品PR

全国から本町に寄せられるふるさと納税に対して返礼を行うことで、全国規模での販路拡大が期待できます。

#### (2) 里庄町ふるさと納税関連ホームページ等での広報

町ホームページ、ふるさと納税ポータルサイト等に返礼品の画像・名称、事業者名等

などが掲載され、広く広報が可能です。また、返礼品発送時に、自社製品等のパンフレットを同封していただくことで、自社製品のPRが可能です。

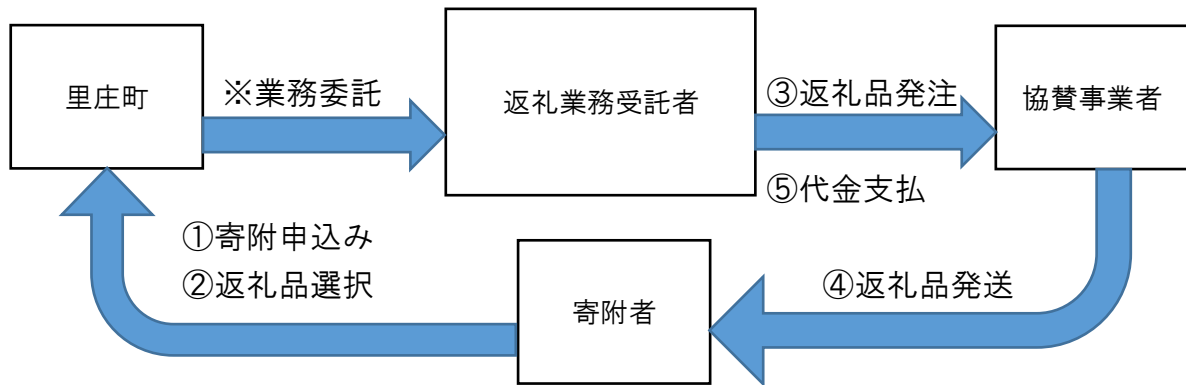
※1) 里庄町ふるさと寄附金制度の広報活動を行う中で、必要に応じてその他の媒体へ情報提供することがあります。

※2) 協賛事業者による自社製品等のパンフレット送付は、返礼品発送時の同封に限らせていただきます。

#### 4 返礼品発送の流れ

本町のふるさと納税返礼業務は、本町及び返礼事務を委託している委託業者と連携して行っていただきます。

本町に対するふるさと納税の寄附及び返礼品の希望があった場合には、委託業者から協賛事業者に連絡し、商品を発注します。協賛事業者は、寄附者に対して直接返礼品を発送し、委託業者から実績額に応じて代金が支払われます。



#### 5 募集期間

随時募集しています。

#### 6 申込方法

次の書類に必要事項を記載の上、提出してください。

- (1) 様式1 里庄町ふるさと納税協賛事業者登録申請書
- (2) 資料1 会社概要
- (3) 資料2 商品提案書
- (4) その他、事業者概要又は商品概要がわかるチラシ、パンフレット等

#### 7 選考

提出書類等により、本町への寄附金に対する返礼品として適当と認められるか、既存の同種返礼品の有無等を総合的に判断し、選考します。

#### 8 個人情報の保護

協賛事業者は、里庄町個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。寄附者の個

人情報は、返礼品送付以外の目的に使用することができません。ただし、返礼品へのパンフレットの同封により、寄附者からふるさと納税以外での協賛事業者への商品申込み等で入手した個人情報は対象外とします。

## 9 その他留意事項

- (1) 協賛事業者は、あらかじめ申込みした返礼品の内容等を変更する場合、返礼品に関して発送の遅延、販売中止、品質及び発送過程で事故等の問題が発生した場合には、速やかに町へ報告するものとします。
- (2) 協賛事業者は、返礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について町へ報告するものとします。また、品質等による保証やクレーム対応について、町は一切責任を負いません。
- (3) 町は、登録された協賛事業者が本要領2に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その登録を取消すことがあります。
- (4) 町は、申込内容に虚偽があった場合若しくは町に損害を及ぼす行為があった場合は登録を取消します。

## 10 申込み・問合せ先

里庄町企画商工課

〒719-0398 岡山県浅口郡里庄町里見 1107-2

TEL：0865-64-3114 FAX：0865-64-3126